

多摩・桜人の会 規約

(名 称)

第1条 本会は、多摩・桜人の会（以下「桜人の会」という）と称する。

(目 的)

第2条 桜人の会は、多摩の桜をこよなく愛し、桜の植樹や保存に熱心な人々や桜文化を愛でる人々が主体となって、桜に関するさまざまなプロジェクトに取り組み「桜の美しいまち多摩市」を実現していくことを目的とする。

(事 業)

第3条 桜人の会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サクラの観察や管理を通じて桜に親しむ活動
- (2) 桜の植樹活動
- (3) 会員の交流活動、並びに人材育成
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 桜人の会の会員は、会の趣旨に賛同し協調して活動する個人とする。

(役 員)

第5条 桜人の会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 一 名
- (2) 副 会 長 二 名
- (3) 世 話 人 若 干 名
- (4) 監 事 一 名

(顧 問)

第6条 桜人の会に顧問を置くことができる。

(会 費)

第7条 年会費2,000円とする。

(事務局)

第8条 本事業の実施に必要な事務処理を行うため、多摩商工会議所に事務局を置く。

(事業年度)

第9条 桜人の会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、役員会の議決を得て別に定める。

附則

この規約は、平成22年3月7日より施行する。